

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 2

不利益処分の内容		資料提出命令
根拠法令及び条項		消防法第 4 条第 1 項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>「火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じる」ことが処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。</p> <p>なお、これらの権限の発動要件は、「火災予防のために必要があるとき」であり、このことは、個別的、具体的な火災危険性の存在を要求するものではなく、一般的、抽象的な火災危険性の存在で足りるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 8

不利益処分の内容	統括防火管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令及び条項	消防法第 8 条の 2 第 5 項	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 8 条の 2 第 1 項の防火対象物について、統括防火管理者が定められていないと認めること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 9

不利益処分の内容		統括防火管理者の行うべき業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第 8 条の 2 第 6 項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 8 条の 2 第 1 項の規定により同項の防火対象物の全体について統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有するものに対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を命ずる」ことが、処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 13

不利益処分の内容	自衛消防組織を置くべき旨の命令	
根拠法令及び条項	消防法第 8 条の 2 の 5 第 3 項	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 8 条の 2 の 5 第 1 項の自衛消防組織が置かれていないと認めること」が、処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 24

不利益処分の内容		資料提出命令
根拠法令及び条項		消防法第 16 条の 3 の 2 第 2 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 4 条第 1 項から第 4 項まで
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>「消防法第 16 条の 3 の 2 第 1 項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じる」ことが処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。</p> <p>なお、これらの権限の発動要件は、「火災が発生するおそれのあったもの」であり、このことは、個別具体的な火災発生の危険性の存在を要求するものではなく、抽象的な火災危険性があれば足りるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 25

不利益処分の内容		資料提出命令
根拠法令及び条項		消防法第 16 条の 5 第 1 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 4 条第 1 項から第 4 項まで
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 16 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、 危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認め るときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱ってい ると認められるすべての場所の所有者、管理者若しくは占有者に対 して資料の提出を命じる」ことが処分の基準である旨、根拠条項の 規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 29

不利益処分の内容	資料提出命令	
根拠法令及び条項	消防法第 3 2 条第 1 項	
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 3 1 条の規定により調査をするため必要があるときは、 関係のある者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると 認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の 提出を命じる」ことが処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 30

不利益処分の内容	資料提出命令	
根拠法令及び条項	消防法第 3 4 条第 1 項	
処 分 基 準	関係条項	消防法第 4 条第 1 項から第 4 項まで
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 3 3 条の規定により調査をするため必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じる」ことが処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 31

不利益処分の内容	防災管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令及び条項	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 3 項	
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条第 1 項及び第 3 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 1 項の防災 管理者が定められていないと認めること」が処分の基準である旨、 根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 32

不利益処分の内容		防災管理者の行うべき業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 4 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条第 1 項及び第 4 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条第 4 項において、防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同条第 1 項の消防計画に従って行われていないと認めること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 33

不利益処分の内容	統括防災管理者を定めるべき旨の命令	
根拠法令及び条項	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 第 5 項	
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 第 1 項及び第 5 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	「消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 第 1 項の統括防災管理者が定められていないと認めること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 34

不利益処分の内容		統括防災管理者の行うべき業務についての措置命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 第 6 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 第 1 項及び第 6 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 第 1 項に規定する「消防法第 8 条の 2 第 1 項の防火対象物の全体について統括防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有するものに対し、当該業務が当該法令の規定又は同項の消防計画に従って行われるように必要な措置を命ずること」が、処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 35

不利益処分の内容		防災管理定期点検の表示に係る虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項に規定する「防火対象物に消防法第 8 条の 2 の 2 第 2 項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が付されていること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 36

不利益処分の内容		防災管理定期点検の特例認定の表示に係る虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項に規定する「防火対象物に消防法第 8 条の 2 の 3 第 7 項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が付されていること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 37

不利益処分の内容		防火対象物定期点検及び防災管理定期点検の表示に係る虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 6 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	消防法第 3 6 条第 4 項において、同条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により防災管理定期点検報告の実施が義務付けられる建築物その他の工作物が、同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により防火対象物定期点検報告が義務付けられる防火対象物でもある場合には、双方の点検が行われ、その結果、いずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、表示を付することができることについて同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項の規定を準用しており、当該建築物その他の工作物が「消防法第 8 条の 2 の 2 第 2 項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が付されていること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 38

不利益処分の内容		防火対象物定期点検の特例認定及び防災管理定期点検の特例認定の表示に係る虚偽等表示除去、消印命令
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 6 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	消防法第 3 6 条第 4 項において、同条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により防災管理定期点検報告の実施が義務付けられる建築物その他の工作物が、同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により防火対象物定期点検報告が義務付けられる防火対象物でもある場合には、同法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の認定と同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の認定の双方を受けた場合に限り、認定表示を付することができることについて同法第 8 条の 2 の 2 第 4 項を準用しており、当該建築物その他の工作物が「消防法第 8 条の 2 の 3 第 7 項の規定によらないで同項の表示が付されていること又は同項の表示と紛らわしい表示が付されていること」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)

(様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 39

不利益処分の内容		防災管理対象物定期点検報告制度の特例認定の取消し
根拠法令及び条項		消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 6 項
処 分 基 準	関係条項	消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>消防法第 3 6 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 3 第 6 項の規定により「偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したこと」、「消防法第 5 条第 1 項、第 5 条の 2 第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項、第 8 条第 3 項若しくは第 4 項、第 8 条の 2 の 5 第 3 項、第 1 7 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 6 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項若しくは第 4 項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）がされたこと」、「消防法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に該当しなくなったこと。」が処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。</p> <p>なお、「偽りその他不正な手段」とは、特例認定の申請書の不実記載や添付書類の偽造等の認定をするか否かの判断について影響を及ぼす一切の行為であり、「同法第 8 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号に該当しなくなった」とは、当該防火対象物について同法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして、総務省令で定める基準に適合するものであると認められなくなったことであり、「総務省令で定める基準」とは、消防法施行規則第 4 条の 2 の 8 第 1 項において規定している。</p> <p>また、認定の取消しの運用については、消防法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定に係る運用について」{平成 1 4 年 1 1 月 2 9 日付け消防安第 1 1 7 号)により通知されている。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）

様式 4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

課等名 予防課

No. 9

不利益処分の内容		指定催しの指定
根拠法令及び条項		小田原市火災予防条例第 4 2 条の 2 第 1 項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>「消防長が、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定する。」ことが、処分の基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。</p> <p>(参考) 大規模なものとして消防長が別に定める要件</p> <p>○ 消防長が定める大規模な屋外催しの要件 (平成 26 年 12 月 17 日消防本部告示第 2 号)</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 小田原消防署及び足柄消防署の管轄区域内において開催するもので、1 日当たりの人出予想がおおむね 10 万人、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数がおおむね 100 店舗を超える規模の催しであること。</p> <p>(2) 前号に準ずる規模の催しで、地理的条件その他の条件を勘案し火災予防上の安全対策が必要な催しであると消防長が認めるものであること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)